

一関市監査委員告示第 011 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 30 年 11 月 30 日

一関市監査委員 小 川 四 郎  
一関市監査委員 佐 藤 重  
一関市監査委員 小 山 雄 幸

記

- 1 定期監査の結果の報告 平成 30 年 10 月 15 日付け監第 07003 号
- 2 対象部署及び事項 総務部 財政課に係る【注意事項】
- 3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり

財 第 07002 号  
平成 30 年 11 月 2 日

一関市監査委員 小 川 四 郎 様  
一関市監査委員 佐 藤 重 様  
一関市監査委員 小 山 雄 幸 様

一関市長 勝 部 修

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 10 月 15 日付け監第 07003 号で通知のあったこのことについて、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

総務部財政課定期監査

(平成 30 年 7 月 6 日実施)

監査の結果	措置の状況
<p><b>【注意事項】</b> 市有財産賃貸借契約にかかる賃貸料が納入期限までに納入されない場合には、督促状を発するものとされているが行われなかった。 また、遅延損害金も徴収されなかった。 適切な事務の執行を求める。</p>	<p>①事の原因 前年度と当該年度の納入期限が異なっていることを忘失していたことが原因であった。</p> <p>②処理結果 賃貸借契約書の遅延損害金の条項において、遅延損害金の借借人の支払い義務は督促の有無を前提とする旨規定しているが、これを改めるため、変更契約を締結する手続を進めている。</p> <p>③今後の対応 今後は、契約の際にあらためて相手方に説明し、修正後の条項で契約書を締結するとともに、納期限の一元管理及び督促等手続きの</p>

	徹底並びに課内でのチェック体制を強化し再発防止に努める。
--	------------------------------